

「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」における認証基準の改定について

県内の飲食店における新型コロナウイルス感染防止策の強化と県内飲食業の振興を図るため、県が第三者として認証を行う標記認証制度を運用しているところですが、この度、認証基準を下記のとおり改定します。

記

1 改定理由

国が示す認証制度の標準的な基準例の一部見直しが行われたため。

2 改定概要

- ・現行の認証基準22項目から3項目を削除し、19項目（うち変更5項目）とする。
- ・改定内容は、いずれも国の標準的な基準例の改正内容に合わせたものであり、詳細は別紙のとおり。

(1) 削除項目

- ① **料理の大皿での提供の自粛**
大皿での提供を避け、個別提供又は従業員による取り分けを要請していた基準を削除。
- ② **食器類の個別提供**
食器のテーブル上の据え置きを避け、料理提供時の個別提供等を要請していた基準を削除。
- ③ **チェックシートの作成・公表**
店舗の感染対策実施に関するチェックシートの作成等を要請していた基準を削除。

(2) 主な変更項目

- ① **順番待ちの列における来店者同士の間隔**
順番待ち等により列が発生する場合の対人距離を1m以上の間隔を空けることとしていたものを、触れ合わない程度の間隔を確保すると変更。
- ② **座席の間隔の確保を求める場合の例外**
座席の間隔の確保の例外として、日常的に接触するグループ内であることを趣旨として「少人数の家族」としていたところを、「少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ」に変更。
- ③ **ビュッフェスタイルでのカバー設置等による食品の保護**
食品・ドリンク等への保護用のカバー設置に関する部分を削除。

3 施行日

令和5年1月20日（金）

4 その他

認証件数：3,611件（令和5年1月17日時点）

認証基準項目一覧（現行／改定後の基準番号等比較表）

	現行 基準 番号	改定後 基準 番号	基準項目	今回の改定			備考（改定理由など）
				継続	変更	削除	
入店・ 支払い時	1	1	来店者の体調確認	○			
	2	2	手指消毒の実施と要請	○			
	3	3	順番待ち等への対応	○	○		一部変更 （現：最低1m確保→新：触れ合わない程度の間隔）
	4	4	マスク着用・咳エチケット	○			
客席の 利用	5	5	テーブル・カウンター間の配置	○			
	6	6	同一グループのテーブル席の配置	○	○		一部変更 （距離確保の除外規定に「日常的に接している少人数の知人等の同一グループ」追加）
	7	7	同一グループのカウンター席の配置	○	○		一部変更 （距離確保の除外規定に「日常的に接している少人数の知人等の同一グループ」追加）
	8	8	カウンターサービスでの感染対策	○	○		一部変更 （現：真正面での会話を避け→新：削除）
	9	×	料理の提供・取り分け			○	国事務連絡から削除されたため
	10	9	ビュッフェスタイル等での感染対策	○	○		一部変更 （現：飛沫がかかる場合はカバー設置→新：削除）
	11	10	食器共有・回し飲みに対する注意喚起	○			
	12	×	食器類の個別提供			○	現行基準9・10と同様の理由で削除
	13	11	大声での会話回避	○			
	14	12	カラオケの対策	○			
設備の 管理	15	13	換気の方法（特定建築物）	○			
	16	14	換気の方法（21以外）	○			
	17	15	CO ₂ センサーによる測定	○			
従業員の 感染予防	18	16	体調確認・管理	○			
	19	17	濃厚接触者の対応	○			
	20	18	従業員のマスク・手指消毒	○			
	21	×	チェックシートの作成・公表			○	国事務連絡から削除されたため
※	22	19	接待を伴う場合の感染対策	○			
				19	5	3	

認証基準の改定の内容比較表（削除・変更項目抜粋）

基準（現行）	基準（改定後）
3 順番待ち等により列が発生するなど密な状況が発生する場合は、 <u>対人距離が1 m以上</u> 保たれるように周知するとともに、従業員が誘導する。	3 順番待ち等により列が発生するなど密な状況が発生する場合は、 <u>触れ合わない程度の間隔が</u> 保たれるように周知するとともに、従業員が誘導する。
6 テーブル席においては、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし、少人数の家族 _____，介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が <u>対面又は隣席での着座を希望</u> する場合は除く。 ・（略） ・ 隣席及び対面席との間に、パーティション等による仕切りを設ける _____。	6 テーブル席においては、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし、少人数の家族 <u>や日常的に接している（※）少人数の知人等の同一グループ</u> 、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が <u>同席</u> _____ する場合は除く。 ・（略） ・ 隣席及び対面席との間に、パーティション等による仕切りを設ける <u>ことができるようにする。</u>
7 カウンター席は、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし、少人数の家族 _____，介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が <u>隣席での着座を希望</u> する場合は除く。 ・（略） ・ 隣席との間にパーティション等による仕切りを設ける _____。	7 カウンター席は、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし、少人数の家族 <u>や日常的に接している（※）少人数の知人等の同一グループ</u> 、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が <u>同席</u> _____ する場合は除く。 ・（略） ・ 隣席との間にパーティション等による仕切りを設ける <u>ことができるようにする。</u>
8 カウンターサービスでは、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。 ・ <u>真正面での会話を避け</u> 、従業員とカウンター利用者との対人距離を1 m以上保つよう努める。 ・ パーティション等による仕切りを設ける _____。	8 カウンターサービスでは、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。 ・ _____ 従業員とカウンター利用者との対人距離を1 m以上保つよう努める。 ・ パーティション等による仕切りを設ける <u>ことができるようにする。</u>
9 <u>料理は大皿盛りを避け、個々に提供するが、従業員が取り分ける。</u>	（削除）
10 ビュッフェスタイル、サラダバー、ドリンクバー等の形態で料理を提供する場合は、 <u>以下の措置を全て講じる。</u> ・ 利用者に、料理を取る時マスクの着用及び手指消毒等を要請する。 ・ <u>飛沫がかかる状況の場合は、取り分けごとにカバーを設置するなど、食品・ドリンクを保護する。</u>	9 <u>ビュッフェスタイル、サラダバー、ドリンクバー等の形態で料理を提供する場合は、利用者に、料理を取る時のマスクの着用及び手指消毒等を要請する。</u>
12 <u>箸やレンゲ、スプーン、取り皿などの食器はテーブル上にとめて据え置かず、料理提供時等に個別に提供する。これにより難しい場合は、カバーや覆いをかぶせるなど、飛沫が直接かからないよう保護して据え置く。</u>	（削除）
21 <u>手指消毒、食事中以外のマスク着用、座席の間隔の確保、適切な換気などの実施に係るチェックシートを作成し、毎日の実施を記録するとともに店頭に掲示するなどして公表する。</u>	（削除）

※「日常的に接している」とは、同じ空間で長時間一緒に過ごしている学校の友人や職場の同僚などを指します。

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証基準（令和5年1月20日 改定版）

【入店・支払時等】

- 1 店舗入口に、熱や咳・咽頭痛・倦怠感・息苦しさなどの症状が認められる場合には入店を断る旨を掲示し、出入りの業者等を含め、体調不良者の入店を断っている（入店時に体温確認し、体調の聞き取りを行うことが望ましい。）。
- 2 店舗入口及び店舗内各所に消毒液（消毒用アルコール等）を設置し、入店時に必ず従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施させるとともに、トイレ使用後などの定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 3 順番待ち等により列が発生するなど密な状況が発生する場合は、触れ合わない程度の間隔が保たれるように周知するとともに、従業員が誘導する。
- 4 食事中以外のマスク着用について、来店者に対し掲示及び声かけなどで促し、正当な理由*なくマスクを着用していない来店者に対し入店を断るかマスクの配布・販売を行うとともに、咳エチケットを徹底するよう要請する。
※正当な理由には、来店者が有する疾患や障害等によりマスクの着用が困難な場合や、窒息や熱中症のリスクが高いとされる子どもであること等が該当します。以下、マスク着用の規定については、正当な理由があり子どもでない場合はフェイスシールドやマウスシールド着用等と読み替えます。

【客席の利用】

〔テーブル・カウンター間の配置〕

- 5 利用者を席に案内する時は、他グループとの同一テーブルでの相席は避け、テーブル・カウンター間の配置について以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。
 - ・同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるように配置する。
 - ・同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間に、パーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安、以下同じ。）による仕切りを設けることができるようにする。※具体的な運用は別図によります。

〔同一グループのテーブル席の配置〕

- 6 テーブル席においては、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし、少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。
 - ・隣席及び対面席の中心との間隔を1m以上空ける。
 - ・隣席及び対面席との間に、パーティション等による仕切りを設けることができるようにする。※具体的な運用は別図によります。

〔同一グループのカウンター席の配置〕

- 7 カウンター席は、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし、少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。
 - ・隣席の中心との間隔を1m以上空ける。
 - ・隣席との間にパーティション等による仕切りを設けることができるようにする。※具体的な運用は別図によります。

- 8 カウンターサービスでは、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。
 - ・従業員とカウンター利用者との対人距離を1m以上保つよう努める。
 - ・パーティション等による仕切りを設けることができるようにする。※具体的な運用は別図によります。

〔ビュッフェスタイル、サラダバー、ドリンクバー等〕

- 9 ビュッフェスタイル、サラダバー、ドリンクバー等の形態で料理を提供する場合は、利用者には、料理を取る時のマスク着用及び手指消毒等を要請する。
- 10 直接口をつけた食器の共有、使い回しを避けるよう注意喚起する。
- 11 BGMの音量を下げるよう調整するとともに、大声での会話を避けるよう掲示等により注意喚起する。

〔カラオケ、ライブ、ダンス、ショー、余興等〕

- 12 カラオケ、ライブ、ダンス、ショー、余興等は原則として自粛する。実施する場合は以下の全てを実施し、身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。
- 歌唱者や出演者に不織布マスクを確実に着用（鼻筋と顔に密着させ着用）するよう要請する。
 - 歌唱者や出演者の間で1 m以上の対人距離を確保することを要請するか、又はパーティション等による仕切りを設置する。
 - マイクは都度消毒液（消毒用アルコール等）で清拭する。
 - ステージの場所を特定し、客席とステージの距離を2 m以上確保するか、又はパーティション等による仕切りを設置する。
 - 換気は、換気設備の常時稼働や窓又はドアの常時開放を行い、必要に応じてサーキュレーター等を用いて空気の流れを作り、歌唱者や出演者の近くから排気する。HEPAフィルター付き空気清浄機を用いる場合は、歌唱者や出演者の近く且つ換気の空気の流れを妨げない場所に設置する。
 - 利用者に歓声、声援等を発しないように要請する。

【店舗設備の管理】

〔建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）の対象施設（特定建築物）の場合〕

- 13 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。

〔建築物衛生法の対象施設（特定建築物）以外の場合〕

- 14 店舗内において、以下のいずれかの方法により適切な換気を実施している。
- 機械換気（機械換気設備、換気機能を持つ冷暖房設備等）により必要換気量（一人あたり毎時30立方メートル）を確保し換気を行う。換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。
 - 機械換気に加え、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
 - 機械換気に加え、二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
 - 機械換気に加え、一方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
- 15 店舗内において適切な換気を実施されていることを、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー等）によりおおむね二酸化炭素濃度1000ppm以下に保たれていることによって確認している。超過した場合は14の規定で示した窓又はドアを開放等する、入店者数を調整する、換気設備の清掃・整備等の維持管理を行うなどの方法により追加の措置を講じる。

【従業員の感染予防】

- 16 従業員の出勤時に検温・体調確認を行うとともに、発熱や咳その他風邪症状が認められる場合は、店舗責任者により出勤しないよう呼びかける。
- 17 感染した、もしくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底する。
- 18 調理従事者を含め、従業員全員が不織布マスクを着用し、大声での会話や長時間の会話を避けるとともに、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後などに適切な手洗い及び手指消毒を行うこと、感染予防策が行われていない店舗の利用を自粛することについて周知徹底する。

【接待を伴う飲食店等の対応】

- 19 接待を伴う場合は、以下の全てを実施し、身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。
- 利用者に、会話時に不織布マスクを着用すること、過度な大きさや頻度の声出し及び身体接触をしないことを要請する。
 - 従業員に、会話時の不織布マスクの確実な着用（鼻筋と顔に密着させ着用）、過度な大きさや頻度の声出しの禁止及び利用者との対人距離1 m以上の確保（又はパーティション等による仕切りの設置）について周知徹底する。
 - 店舗責任者等が、上記事項が確実に順守されているか定期的に確認するとともに、実施されていない場合は、利用客や従業員に対し声かけによる改善を行う。